

徳島県告示第四百三十七号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和四年七月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

1 化学名 ニ・（エチルアミノ）・ニ・（三・メチルフェニル）シクロヘキサン・一・オン（通称 DMXE又はDeoxymethoxetamine）及びその塩類

2 化学名 N、N・ジエチル・ニ・ハ「五・ニトロ・ニ・（四・プロポキシフェニル）メチル」・一H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イルヱタナミン（通称 Protonitazene）及びその塩類

3 化学名 一・（シクロブチルメチル）・N・（ニ・フェニルプロパン・ニ・イル）・一H・インドール・三・カルボキサミド（通称 CUMYL・CBMIC A）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和四年七月五日